

建設作業騒音・振動の規制基準

騒音		くい打等作業	びょう打作業	破碎・切削作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設ける作業	締固め作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	
騒音規制法	特定建設作業 (届出必要)	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	びょう打ち機を使用する作業	さく岩機、ブレーカーを使用する作業(※1)	バックホウ(指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショベル(指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上)(※2)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く) (注)さく岩機は破碎・切削作業として届出が必要	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> (例) 定格出力15kW以上のエンジン駆動コンプレッサを動力として、ハンドブレーカを使用する場合 ↓ ハンドブレーカ=騒音の特定建設作業(破碎・切削作業)として届出が必要 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (例) 定格出力15kW以上のエンジン駆動コンプレッサを動力として、リベット打ち作業をする場合 ↓ リベッター=騒音の特定建設作業(びょう打ち作業)、コンプレッサ=騒音の特定建設作業(空気圧縮機を使用する作業)として届出が必要 </div>	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	
	届出が必要な使用機械の例	既成のくい直接打ち込み工法で使用するディーゼルハンマ、電動パイプロハンマ、油圧パイプロハンマ、エアハンマ、スチームハンマ等	リベットハンマ(リベッター、リベッティングハンマ、リベットガン)等	ハンドハンマ(電動ピックを含む)、ハンドブレーカ、油圧ブレーカ(ジャイアントブレーカ)、ドリフタ、レッグハンマ、ジャックハンマ、クロラドリル等	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー	エンジン駆動方式の空気圧縮機(ディーゼルエンジン駆動コンプレッサ)等	工事現場に一時的に設置するコンクリートプラント、アスファルトプラント、アスファルトサイクリングプラント			
	届出を要しない使用機械の例	アースオーガーを使用する既成の埋込み工法(中掘工法、プレボーリング工法等)、回転くい工法(NSエコパイル、つばさくい等)、場所打ちくい工法(オールケーシング、アースドリル等)	電動ナットレンチ、トルクレンチ、インパクトレンチ、ステープルガン等	コンクリート圧砕機、ニブラ、小割機、コンクリートカッター、サンダー等	超低騒音型または低騒音型として環境省が指定するもの(注)低騒音型バックホウでも、ジャイアントブレーカーを付けて使用する場合はさく岩機として届出が必要	電動コンプレッサ	ミキサー車、ミキサー、モルタル製造用コンクリートプラント等			
	敷地境界線における騒音の大きさ	85dB(A)								
公害防止条例 仙台市	指定建設作業 (届出不要)	/	/	ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1) (騒音規制法にもとづく特定建設作業を除く)	/	/	/	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの(注)電動ピックは破碎・切削作業として届出が必要
	敷地境界線における騒音の大きさ	80dB(A) (※3)								

振動		くい打等作業	建築物の解体・破壊作業	破碎・切削作業	掘削作業	締固め作業
振動規制法	特定建設作業 (届出必要)	くい打機、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(※1)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (例) 低騒音型に指定されたバックホウにジャイアントブレーカーを装着して使用する場合 ↓ ジャイアントブレーカー=騒音および振動の特定建設作業(破碎・切削作業)として届出が必要 (低騒音型バックホウは届出不要) </div>	/
	届出が必要な使用機械の例	ディーゼルハンマ、電動パイプロハンマ、油圧パイプロハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ等	舗装版破碎機(ドロップハンマ車)で、1日の移動距離が50m未満のもの。	エアハンマ、油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)等 (注)ハンドブレーカー・電動ピックは届出不要		
	敷地境界線における振動の大きさ	75dB				
公害防止条例 仙台市	指定建設作業 (届出不要)	/	/	/	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)	振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)
	敷地境界線における振動の大きさ	75dB(※3)				

【注釈】

※1 作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

※2 「指定するもの」とは、環境庁告示54号に基づく、国土交通省告示により低騒音型建設機械として指定されたもの。

※3 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内(学校、病院等の敷地周囲おおむね50メートル以内の区域)においては、騒音も振動もこの値から5dB(A)を減じた値とする。

【区域区分】1号区域+2号区域=工業専用地域を除く都市計画区域

- 1号区域**
- ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域
 - ・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域
- 2号区域**
- ・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

【基準適用】

この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

作業時間	1号区域	午前7時～午後7時	ア、イ、ウ、エ	【作業時間等の適用除外】
	一日における延作業時間	2号区域		
同一場所における連続作業期間	1号区域	10時間以内	ア、イ	ア. 災害その他非常事態発生の場合 イ. 人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合 ウ. 鉄道、軌道上の正常な運行確保のための作業を行う場合 エ. 道路法による道路占有許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 オ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合
	2号区域	14時間以内	ア、イ	
日曜・休日における作業	1号区域	6日以内	ア、イ	
	2号区域	禁止	ア、イ、ウ、エ、オ	